

平成29年度 II期選抜入学者募集要項

福島県立二本松工業高等学校

〒964-0937 二本松市榎戸一丁目58の2

電話 (0243) 23-0960

1 募集定員

課 程	大 学 科	小 学 科	募集定員	備 考
全 日 制	工 業	機械システム	40名	II期定員は各学科とも、募集定員からI期選抜の合格内定者数を除いた数とする。
		情報システム	40名	
		都市システム	40名	

2 出 願 資 格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、I期選抜の合格内定者は除く。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成29年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願方法ならびに併願の取扱いについて

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 学科(小学科)の志望は、第二志望まで併願を認める。

4 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票及び入学検定料納付済証明書用紙

県教育委員会において作成したものに、学科名、中学校名、出願者氏名を記入すること。

なお、入学検定料納付済証明書用紙は、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出すること。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書(上記①に同じ)

② 健康診断書(平成29年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票及び入学検定料納付済証明書用紙

県教育委員会において作成したものに、出願者氏名、学科名を記入すること。なお、入学検定料納付済証明書用紙は、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出すること。

(3) 中学校長は、入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

5 入学検定料

入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼りつけること。ただし、志願者において消印しないこと。また証紙を重ねて貼らないこと。

なお、Ⅰ期選抜に出願した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼りつけること。

また、Ⅰ期選抜において定時制課程に出願した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼りつけること。

6 出願関係書類の受付期間

平成29年2月14日(火)から2月17日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒(長形3号で392円分の切手を貼付し、住所・氏名を記入したもの)を同封の上、出願最終日正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡すること。

なお、調査書の提出期間は、**平成29年2月23日(木)から2月24日(金)までとする。**受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 自己申告書の提出について

中学校において不登校であった志願者は、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

希望者は次の方法で本校校長に提出すること。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長宛親展とし、書留で郵送するか又は本校に持参すること。郵送の場合は、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封すること。
- (2) 提出期間は、**平成29年2月23日(木)**から**2月24日(金)**までとする。
郵送の場合は2月24日(金)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記4に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記4に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 選抜方法

入学者の選抜に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適正等を総合的に判定して選抜する。面接の結果は、段階評価とする。
学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

10 調査書の点数化について

各学科とも、調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。また「特別活動等の記録」については、各学科とも55点満点とし、「各教科の学習の記録」とあわせて合計250点満点とする。

1.1 学力検査・面接の日時等

(1) 学力検査

① 日 時

平成29年 3月8日(水) 9:00~15:10

志願者は、当日 8:15までに本校に登校し指示を受ける。

② 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規、腕時計(計算機能や言語表現機能を有するものは不可)ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

③ 学力検査の教科

国語・数学・外国語(英語)・理科・社会

外国語(英語)には「放送によるテスト」を含める。

④ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

⑤ 各教科の配点

各教科 50 点満点とする。傾斜配点は実施しない。

(2) 面接

① 日 程

平成29年 3月9日(木)

受付 8:15 ~ 8:30

諸注意 8:35 ~ 8:45

面接 9:00 ~ 16:30

個人面接を実施する。

② 持参するもの

受験票、上ばき、筆記用具、腕時計、昼食(受験生によっては昼休み前に面接が終わる場合もある。)

1.2 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

1.3 出願先変更について

出願者は、平成29年2月20日(月)から2月22日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

(1) 本校の小学科間の出願先変更

新たに作成した入学願書及び受験票用紙に、Ⅱ期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

なお、第二志望のみの変更の場合も同様とする。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校への出願先変更

① Ⅱ期選抜出願先変更承認書交付願を、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 本校校長は、Ⅱ期選抜出願先変更承認書及びⅡ期選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記②の出願先変更承認書と出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼らなくてよい。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

1 4 合格者発表

- (1) **平成29年 3月14日(火)**正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対し合格通知書を交付する。**合格通知書は本人が登校して受験票と引きかえに受け取る。**
- (3) 本校校長は、提出された書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

1 5 通学区域

県下一円とする。

1 6 その他

- (1) II期選抜で不合格になった者は、新たに出願書類を提出し、III期選抜に出願することができる。入学検定料は必要としない。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出すること。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出すること。

東日本大震災により避難している生徒等の入学選抜の出願について

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱を開き、P.82の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」を参照のこと。

障がい等のある志願者に対する配慮

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱を開き、P.18の「第5 その他 1 障がい等のある志願者に対する配慮」を参照のこと。

入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。